## 議事要旨(4) 無形資産専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長(専門委員長)及び豊田主任研究員より、無形資産に関連する「企業結合に関する会計基準(案)」、同適用指針文案について、前回の委員会からの修正箇所を中心に説明がなされた後、委員から次のような発言があった。

## (無形資産への取得原価の配分)

- ・無形資産を識別して認識する必要がある典型的なケースとして従来の適用指針の本文に記載のあった、企業結合の目的の1つが、無形資産の取得であり、当該無形資産の金額が重要になると見込まれる場合で、取締役会等の会社の意思決定機関において、当該無形資産の評価額に関する多面的かつ合理的な検討を行っているケースについて、検討中の文案では、本文第59-2項において、「特定の無形資産に着目して企業結合が行われた場合など、企業結合の目的の1つが特定の無形資産の受入れであり、その無形資産の金額が重要と見込まれる場合には、当該無形資産は分離して譲渡可能なものとして取扱う」とし、当該具体的なケースを結論の背景に記載しているが、形式的にすべての無形資産を企業が計上しなければならないという懸念を払拭する重要な記載であると考えることから、従来どおり、本文に記載すべきである。
- ・企業結合会計基準案第96項における「企業結合の目的の1つとされていた場合等、 その無形資産が企業結合における対価計算の基礎に含められていたような場合に は、当該無形資産を計上することになる」という記載と適用指針案59-2項(上記 参照)の記載の関係に齟齬はないか、再度見直してほしい。

## (取得後の会計処理)

・資産として識別した研究開発の途中段階の成果のその後の会計処理について、検討中の文案は、その研究開発が「完成」するまで、償却を開始しないことを規定している。しかしながら、当該研究の成果は、企業により様々な形態で利用されることが考えられ、検討中の文案では、研究開発プロジェクト全体が「完成」するまで、無形資産を償却してはならないことを規定していると誤解されかねないため、償却開始時期の表現を再検討すべきである。

## (改正理由)

・企業結合により取得した研究開発の途中段階の成果の会計処理を今回変更する理由について、単にコンバージェンスを推進する観点からのみ記載するのではなく、財務報告の目的に資する有用な情報の開示の観点(経済的便益を持つ資産の計上)からも記載すべきである。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。